

## 【水質汚濁防止法の改正に関するご質問】

Q 1 . 水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設とは何か。

A 1 . 特定施設とは、水質汚濁防止法施行令第 1 条に基づく別表第 1 に掲げられた施設であり、例えば、酸又はアルカリによる表面処理施設（別表第 1 第 6 5 号）洗たく業の用に供する洗浄施設（同第 6 7 号）自動式車輛洗浄施設（同第 7 1 号）などが定められています。その中で、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設のことをいいます。

Q 2 . 水質汚濁防止法に定める有害物質貯蔵指定施設とは何か。

A 2 . 有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設をいいます。この施設とは、工場・事業場に一定期間設置されるものをいい、常時移動させながら使用するものは該当しません。したがって、有害物質を含む液体が貯蔵されている場合であっても、ドラム缶や一斗缶、ポリタンク等は、一般的には有害物質貯蔵指定施設には該当しません。

Q 3 . 合流式（汚水、雨水ともに下水道へ放流する）下水道接続のため、有害物質使用特定施設に対して、下水道法の特定施設の届出を提出している。今回の法改正に伴い、水質汚濁防止法の届出は必要か。

A 3 . 有害物質使用特定施設である場合は、新たに水質汚濁防止法の届出が必要です。有害物質を使用していない場合は、水質汚濁防止法の届出は必要ありません。

Q 4 . 有害物質使用特定施設に対して、水質汚濁防止法の届出を既に提出しているが、今回の法改正に伴い、新たに届出は必要か。

A 4 . 新たに届出の必要はありません。ただし、有害物質貯蔵指定施設を設置している場合は、有害物質貯蔵指定施設使用（設置）届を提出する必要があります。

Q 5 . 構造等に関する基準の適用を受ける範囲はどこか。

A 5 . 特定施設や貯蔵施設の本体の他、付帯する配管等、排水溝等や、施設の周囲の床面、防液堤等で、有害物質を含む液体、廃液が流れる部分が該当します。基本的には、工場・事業場の敷地内までの配管、排水溝等が対象となります。

その他ご不明な点があれば、市役所環境保全課までお問い合わせください。